

医療福祉事業について（旭川市）

1 旭川市の概要

- (1) 人口 353,289人（男：164,815人 女：188,474人）
- (2) 世帯数 172,157世帯
- (3) 面積 747.60km²
- (4) 予算額 1,535億円（平成22年度一般会計当初予算）
- (5) 議員数 36人（条例定数36人、法定上限数46人）

*数字はすべて平成22年4月1日

2 医療福祉事業について

市立旭川病院（以下、旭川病院）での医療福祉事業は地域医療連携室で事務を執り行っている。体制は室長以下、医事課長、看護師、医療ソーシャルワーカー（MSW）、精神科ソーシャルワーカー（PSW）、地域医療事務、嘱託として未収金徴収員等18人を含め30人体制としており、院内では地域医療連携室に常時、看護師、MSW、PSWなど6人が従事している。旭川病院は医療福祉事業として「地域医療機関との連携」「医療福祉相談」「がん相談支援センター」の3事業を柱としている。

(1) 地域医療機関との連携について

地域医療の取り組みの経過は、平成11年4月から高度医療機器の共同利用を開始したことから始る。平成13年11月からは地域医療担当の配置（地域医療室と医療相談室として2人を配置している）。平成15年12月から地域医療室を経由した予約診療の実施。平成16年11月から図書室を地域の医療機関従事者に開放。平成18年4月から地域医療機関との情報交換の促進を基本にした連携を深めることを目的に登録医制度を開始し、現在市内約260の医科の内175件、歯科については210の内124件を登録している。平成21年4月から地域医療室と医療相談室を統合し地域医療連携室の新設と同時に退院支援看護師を配置するなど環境を整え、平成21年4月から平成25年3月まで地域がん診療連携拠点病院としての指定を受けている。地域医療機関との連携における具体的

な事業や施策には先の「登録医制度」を始め「共同利用施設事業」「地域住民向け講演会」「院内研修会の公開」「地域医療連携講演会」「医療連携ニュース」「地域連携クリティカルパス」などがある。

ア 共同利用施設事業

旭川病院の保有するCT・MRI・RI・リニアック・骨密度測定等の高度な医療機器を地域の医療機関に利用していただく仕組みである。平成21年度の共同利用実績は計295件で、内訳はCTが116件、MRIが79件、RIが39件、リニアックが61件、骨密度測定が1件（※骨密度測定について機器はあったが、共同利用としては平成21年6月29日から開始したため）となっている。

イ 地域住民向け講演会

旭川病院の診療内容を地域住民の方に知っていただくために実施しているものである。平成19年度に初めて地域住民向けの講演会を開催した。テーマは「今だから聞きたい動脈硬化の話」として189人の参加があり盛況であった。20年度は「消化器がんはここまで治る」をテーマとして114人が参加。21年度のテーマは「アレルギーなんて怖くない」。参加人数は68人であった。21年度の参加者数が少ない理由はこれまで地元新聞へ掲載をお願いしていたものがこの時は掲載されなかったことから如実に周知不足が現れたものである。

またがん拠点病院の指定を昨年から受けたことにより、がんに関することを地域住民向けに「知って得する婦人科がんの診断と治療について」を実施した。更にはがん拠点3病院（旭川病院・旭川厚生病院・旭川医科大学病院）共同でシンポジウムを開催した。テーマは「セカンドオピニオン」。今年も11月に別のテーマでシンポジウムを計画している。その他にも「市民のためのがん治療の会」という患者の会と協同で放射線治療に関する講演会を実施している。

ウ 院内研修会の公開

医療連携室では地域の医療水準の向上に貢献することを目的として、地域の医療機関の方々に対して院内の研修会に参加する呼びかけを行っている。

平成21年度に計15回実施し、院外からの参加者は282人であった。

内訳はC P Cが5回。感染セミナーが3回。医療安全対策講演会2回。院内セミナー（感染・NST）1回。医局抄読会1回。NST講演会1回。精神科救急講演会1回。旭川血液カンファレンス講演会1回である。地域の医療機関の方に非常に関心の高い研修会として多くの方が参加している。その他、平成21年度は、地域がん診療連携拠点病院の関連で医療従事者向けに研修会と講演会を開催した。

エ 地域医療連携講演会

地域医療連携講演会は地域の医療従事者相互が、顔の見える医療連携を推進する趣旨で今年度初めて実施したものである。開催概要は5月24日(月)、市内ホテルにおいて内科の医師が「早期消化管癌に対する内視鏡治療」について、外科の医師が「呼吸器疾患に対する胸腔鏡手術」について、また放射線科の医師が「放射線科が貢献できる病診連携」についてと3人の医師がそれぞれの専門について講演を行い、講演の後に、参加した院外の医師と情報交換会を開催した。今まではホテルを会場に実施することはなかったが参加者は院外45人、院内60人、合計105人で院内の評価も高く来年も継続する計画である。

オ 医療連携ニュース

近年各医療機関においてPR誌の発行が多く見受けられている。旭川病院では患者数の減少もあり地域の医療機関に旭川病院をPRして患者を紹介していただけるよう環境づくりを進めるために始めたものである。

事務室のカラープリンターで印刷して経費を抑制し5月に第1号を発行した。評判もよく年内にもう一度発行を予定している。内容は糖尿病センターの御紹介など各科の紹介を行っている。

カ 地域連携クリティカルパス（治療等に関わる医療機関共通の診療計画）

医療機能の分担及び連携を推進し併せて患者の効率的な確保を目的に地域連携クリティカルパスが注目されており、旭川病院では糖尿病のパスを平成21年6月から運用している。実際にそれを使って地域医療機関と連携をとるといふ実績はまだ少なく、今後地域医療機関向けに説明会などを実施して普及促進に力を入れているところである。また、地域間診療連携拠点病院の指定要件となっていることから、5大医間の地域連携クリティカルパスを平成23年10月に運用開始するため準備を進めている。

(2) 医療福祉相談について

医療福祉相談は「医療相談」と「退院支援」に分けて運営されている。医療相談における過去3カ年の推移は19年に2,524件、20年に2,493件と件数的にはそれほどの変化なく21年度については4,064件と極端に増えている。これは去年の4月からがん相談支援と退院支援の業務を開始したことによる全体的な件数増である。退院支援の状況については転院や在宅への退院ということになるが、平成21年度の取扱件数は245件である。転院が150件、在宅が70件、途中で中断したものが25件という内訳になっている。

(3) がん相談支援センターについて

旭川病院では、平成21年6月から患者やその家族からのがんに関する疑問や不安、悩みに対応する「がん相談支援センター」を開設した。がん相談支援センターの看護師や医療ソーシャルワーカー等の職員が話を伺い、一緒に考える手伝いをしている。相談内容により、病院スタッフと連携を取りながら医師、薬剤師、管理栄養士などを紹介している。また、他院の患者やその家族の方、一般の方々からの相談にも応じている。以下ががん相談支援センターの事業などを紹介する。

ア セカンド・オピニオン

セカンド・オピニオンとは、患者、家族が適切な医療を選択できるように、現在の主治医以外の医師より意見を聞くことで、現在治療を受けられている医療機関の診療情報提供書や、レントゲンフィルムなどの資料に基づき、セカンド・オピニオン担当医師が診断及び治療等の説明や、いろいろな治療方法を紹介することをいう。平成21年度の実績は他院の患者が旭川病院をセカンド・オピニオンとして受診した方が2人。旭川病院の患者が他院を希望してセカンド・オピニオンを受けに行く方が5人。今年度は年度途中ではあるが他院からはなく、旭川病院から他院へのケースが2人となっている。

イ がん患者交流会の実施

がん相談支援センターではがん患者のための活動としてがん患者交流会を昨年から開催している。昨年11月28日に患者数は少なかったものの患者及び患者の家族、またアスparaの会という婦人科がん患者の会と連

携しながら交流会を初めて実施した。今年に入り5月6日に医療用品の紹介として業者にも入ってもらいながら交流会を催した。3回目は7月24日に化学療法と放射線治療の副作用の予防方法などをテーマとして開催した。更に4回目を10月16日の土曜日に「がんと食事」をテーマに予定している。患者からの要望もあり交流会の必要性を強く認識しているところである。

ウ がん患者サロンの検討

がん診療拠点病院は道北部にも4病院あり、道内では20を超えているが、がんの患者が交互に意見交換をする場が重要と認識され開催が増えている。旭川病院ではスペース的な課題から対応が遅れているものの患者からの希望もあり、会場の確保をしてなんとか実現に向けて努力している。早ければ来月からこうしたサロンを設けようとして取り組んでいるところである。

3 委員・会派の所感

- 昭和5年に貧困者医療機関として開設以来、本年開院80周年を迎えた旭川病院において、実質専門職6名の常駐で地域医療連携室を切り盛りしていることに驚きました。日々のがん相談・退院支援は、患者の大きな心の支えとなるでしょう。患者自身も、地域医療が連携していることで、がんに対しての認識を深めつつ、安心して治療に励み、真正面から挑むことができると思います。「医療のもつ、福祉的な貢献をしたい」との目標に脱帽です。
- 事業の中には患者数増を目的に掲げており高度な医療機器を有しているが患者数の確保が課題の一つとなっています。本区に関わる大小様々な病院における医師不足、患者不足に自治体が積極的に介入し、利用者と医療機関の効率的な交通整理を行うことで区民の健康を守りがんによる死亡率低下へ繋ぐ可能性を探っていく必要がある。
- 臨海病院の医師不足などまだ課題は残されている。議会人として、更に充実した医療施策を検討して積極的に提案・支援していきたい。
- 医療資源は貴重な社会資源であり、その最大限に効率的な活用は、地域社会の住民福祉に資するものである。また、患者さんを中心に置いて

考えれば、最適な治療を、住み慣れた地域や住みたい場所で受け続けられることは、QOLの維持向上にとって、極めて重要なことである。ときとしては相矛盾するその双方のニーズを最適に調整する仕組みづくりは、今後の高齢社会、高度医療社会が展望されるなかで、時代的にも重要なものであると考えられる。

江戸川区は、高度医療資源の薄い地域であり、高度医療機関から地域に戻る患者さんを受け入れる側である。病診連携がスムーズに機能することは、区民の健康水準の維持向上に寄与するものであり、身近な区内に高度医療資源を誘致する努力とあわせて、診療所側、二次救急病院側の受け入れ態勢整備を整えていくために、区政でできることを考察する意義を感じる。

*報告書の作成にあたっては、旭川市提供の資料を参考にしました。

障がい者条例について（北海道）

1 北海道の概要

- (1) 人口 5,520,894人
(男：2,618,969人 女：2,901,925人)
- (2) 世帯数 2,654,310世帯
- (3) 面積 83,456.75km²
- (4) 予算額 2兆8,180億9,600万円
(平成22年度一般会計当初予算)
- (5) 議員数 100人
(条例定数106人、法定上限数106人)

*数字はすべて平成22年4月1日

2 障がい者条例の概要

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（以下、障がい者条例）は平成21年3月の第1回定例道議会において議員提案条例として上程され3月27日に全会一致で可決された条例である。昨年3月31日に条例を公布し、施行日は第1、2、9章を公布日と同日施行とした。第3章の権利擁護は条例の本格施行に先立ち道民の皆様にPRする意味もあり、平成21年10月1日に施行している。施策の中心となる第4章から第8章までは様々な準備があり平成22年4月1日に施行したことにより全面施行となった。

(1) 条例の目的

条例の目的は2つあり、1つは障害のあるかたの権利を擁護すること。もう1つは暮らしやすい地域づくりを推進していくことである。そのために昨年1年間タウンミーティングを全道14カ所で開催し、その意見をもとに有識者の御意見をいただきながらとりまとめた施行方針がある。その中で基本的な考え方を示している。

(2) 施行方針

「障がいのある人があたりまえに暮らせる地域は、誰にとっても暮らし

やすい地域である」という基本的な考え方に立ち4つの事項に配慮しながら施行することになっている。1つは、障がい者の参画を基本としながら、幅広い道民の方々との対話を重視すること。これは条例を作ってしまったから終わりということではなく、様々な動きがあるためそういう場合でも対話というものを重視しながらこれからも進めて行こうというものである。2つ目は、地域間格差の是正に資する取り組みである。北海道は179市町村あり広大で市町村の規模も様々である。一番小さなまちは人口1,000人を切る。そうした中では様々なサービスの格差というものについての意見等もでてきている。3つ目は福祉という枠にとらわれずに様々な関係者との協同や施策との連携を図りながら進めていくこと。4つ目は障がいあるいは障がい者に対する道民の理解を進めていく取り組みを図ることであり、こうした4点に配慮しながら本条例の施策を進めている。

(3) 条例の3本柱

条例の主な施策の柱は3つである。第1は障がい者の暮らしやすい地域づくりを進めることである。基本的には障害のある方々を支援する体制づくりを行う市区町村や道の取り組みを「地域づくり」としている。第2は、地域で生き生きと暮らせるよう働く障がい者を応援するため就労支援に関する様々な施策を展開すること。第3は、地域づくり委員会を中心に障がい者の虐待や差別等をなくすための権利擁護を促進することである。

(4) 条例の各章の概要

第1章は、第1条から第8条までを総則として条例の目的、基本理念、道の責務など法律の通則的な事項を規定している。

第2章は、道が取り組む様々な施策の中で配慮すべき事項、あるいは努力義務を掲げています。主なものとして「道民理解の促進」や「企業等の取り組みの支援」などである。北海道は広大で移動手段は地域で暮らす障がいのある方々にとって大きな課題となっていることから、そうした手段の確保または教育との連携など道が配慮すべき事項等について書かれている。

第3章は、障がいのある方々への権利擁護に対する配慮義務が書かれている。また第3章の2番目にある合理的な配慮に努めることとは、国連の障がい者権利条約（まだ日本では批准されていないが署名された条約の合

理的配慮)と同じ概念であり、規定のしかたは千葉県条例の規定に準じているがそうした合理的な配慮に務めることや差別、不利益な扱いをしてはならないと規定している。更に虐待については、虐待にあたる行為というものを第21条に5つの禁止規定として置いている。

第4章は、先程の条例の3本柱の中でいうところの地域づくりにあたる部分である。地域づくりガイドラインを道が策定する。あるいはそのガイドラインに沿って取り組みを進める市町村を支援することである。第27条の「支援員」と記載してあるが通称地域づくりコーディネーターと呼んでいる22人の方々を道が任命し、それぞれが市町村の取り組みを支援する活動をしている。

第5章、第6章は、就労に関する5つの規定である。1つは就労支援推進計画の策定。いわゆる北海道の就労支援のための計画の策定である。2つ目は障がいのある方たちの就労支援を応援する企業、あるいは取り組みをする企業に融資をしようという制度である。3つ目は民間のノウハウを活用しながらこうした就労支援の取り組みを行うための指定法人を指定するものである。4つ目は北海道のこうした計画を作る際に様々な御意見をいただく就労支援推進委員会を設置すること。更に5番目として道による調達等における様々な配慮を行うこと。こうした施策が就労支援として書かれている。

第7章、第8章は、本条例の中で全く新たに北海道が作ったものである。北海道は大変広くこれを14圏域に分けている。これは道の出先機関をかつては支庁と呼んでいたが、この4月から振興局、総合振興局と呼び、総合出先機関としたものである。道内179の市町村がそれぞれ振興局、総合振興局の圏域ごとに分かれている。この14の振興局の区域ごとに地域づくり委員会を設置し、事務局をそれぞれの振興局の社会福祉課に置いている。例えば札幌を中心にした地域は石狩振興局、札幌の隣の小樽市、羊蹄山、ニセコ等は後志(しりべし)総合振興局等々14の振興局、総合振興局がある。それぞれに地域づくり委員会というものを設置し虐待や差別等の問題、あるいはそれぞれの地域の様々な課題、例えばある圏域には移動手段がないなどの問題についても個別の相談ばかりではなく地域の様々な課題について検討する機関として地域づくり委員会を圏域ごとに置い

ている。

圏域ごとにではなかなか解決がつかない問題については全道レベルとして知事を本部長とする北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部を道本庁に置いている。そうした機関が市町村の相談支援の様々な取り組み、例えば地域自立支援協議会等の機関等と連携しながら障がいのある方々の支援体制というものを皆で作って行こうというものがこの第7章、第8章の規定である。

(5) 北海道障がい者条例の特徴

権利擁護を目的とした都道府県の条例では平成19年4月に条例を施行した千葉県に次ぎ北海道は2番目となる。千葉県の条例は、成立過程において県民の意見を積み上げていくユニークな制定過程を経ている。また条例の中で差別についての定義も一部置いている。北海道の条例の場合は差別の定義を条例の中で規定していない。地域づくり委員会の中で話し合うことを基本に位置付けているためである。北海道の条例の場合には権利擁護だけではなく就労支援や地域づくりなどの具体的な施策を盛り込んでいるという特徴がある。

3 委員・会派の所感

- 本年4月から全面施行した道障がい者条例は、議員提案で全会一致成立とのが注目される所です。地域づくり・就労支援・権利擁護の3本柱で、広大な北海道においても、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するもので先駆的事例を間近で聞くことができました。
- 今年4月から全面施行した障がい者条例は議員提案とのこと。議会が積極的に「障がい者及び障がい児の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進する」を目的に条例策定のために行動したことは素晴らしいと思った。また、条例は理念だけでなく、地域づくりや就労など具体的な課題を実現させるための、きめ細やかなシステムづくりも学ぶことが多い。
- 根拠条例を持ち、推進体制を整えることで、道民に骨太の方針が明示される効果は大きい。障がい者の暮らしづらさの由来は、差別や人間関係の齟齬に抵触する問題から派生することもあり、コミュニティのなかで扱ううえではデリケートな側面を持っている。条例の精神が浸透する

ためには、制度運用のあり方を常に検証・改善していく不断の取り組みが不可欠である。条例を所掌する行政当局の啓もう啓発の姿勢として「道民に事例をはじめとした事実を伝え、理解の深まりと広がり求めていく」「道民への理解を広げるために、つながり感のある方から伝えてもらうよう働き掛ける」という二点が印象的だった。事実を伝えることで、誤解や偏見をなくしていくというアプローチ、コミュニティの力動を通じて浸透をはかるというアプローチは、江戸川区でも参考になる考え方であると受け止めた。

- 現在、江戸川区において何らかの障がい者条例の整備が具体的に議論されている状況ではないが、北海道の包括的な障がい者条例の内容の中には、区にとっても示唆に富むものが含まれている。例えば、区は、学校改築という来る大型公共事業に備え、独自の総合評価方式を採用した公共調達条例を整備した。ここでは、「共育・協働・安心」を軸に地域貢献度を考慮しながら請負事業者を選定することがうたわれた。道の障がい者条例は無論、公共調達を規定する本丸としての条例ではないものの、障がい者の就労支援という福祉施策の観点から公共調達のあり方を補完するという特徴を有している。公共調達のあり方にこだわる自治体にとって、道の事例は一つの考え方を提示していると言える。障がい者をめぐる総合的施策を具体化した北海道障がい者条例に関する道への視察は、伝統的に福祉施策を掲げ、今般、公共調達条例を整備した江戸川区として非常に興味深い事例であったと言える。

* 報告書の作成にあたっては、北海道提供の資料を参考にしました。

2 4 時間家庭支援電話相談について (札幌市)

1 札幌市の概要

- (1) 人口 1, 891, 494人 (男: 890,794人 女: 1,000,700人)
- (2) 世帯数 956, 041世帯
- (3) 面積 1, 121. 12 km²
- (4) 予算額 8, 229億円 (平成22年度一般会計当初予算)
- (5) 議員数 68人 (条例定数68人、法定上限数80人)

*数字はすべて平成22年4月1日

2 24時間家庭支援電話相談について

24時間家庭支援電話相談を実施している羊ヶ丘児童家庭支援センターでは、24時間365日をうたい文句として電話相談をはじめとした家庭支援事業に取り組んでいる。以下活動の柱としている「YOU・勇・コール」「子育て学習会」「虐待通報」を紹介し、最後に同センターの母体である社会福祉法人羊ヶ丘養護園について触れるものである。

(1) 24時間電話相談「YOU・勇・コール」

はじめに24時間の電話相談の流れを実例を挙げ紹介する。

早朝から登校時間帯までは、「今日は子どもが布団から起きださない」「学校へ行かないのでどうしよう」というお母さんからの相談や不登校の問題についての相談がある。子どもが学校に行き始めると、今度は配偶者や家庭内の問題をはじめ自分の養育の検証など子育てに関する様々な相談が多くなる。子どもが帰ってくる午後2時過ぎの時間帯になると、子どもからの相談が増える。「今日は学校でいじめられた」というケースは小学生が多く、中には宿題がわからないというものもある。

午後の時間帯はお母さんからの相談件数は減少するものの、その相談内容は学校の教員不信、教育審査あるいは医療不信についての相談などが占める。

夜間の時間帯は高校生、思春期の子どもたちが増えてくる。極端なものは夜眠れないためか「早く死ぬ方法を教えて欲しい」など、長時間を要する相

談が増える。じっくり話を聞いてほしいのであろう。「早く死ぬ方法を教えてほしい」といわれるとやはり緊張するが、彼らは死にたいわけではない。死ぬほど追いつめられているというのを彼らなりに言いたいのである。そのための相談時間を惜しむことは考えられない。

開設当初名刺サイズのカードに「相談も24時間365日のYOU・勇・コール」として電話番号を載せたカードを20万枚作成し、教育員会をとおして全市の子どもたちに配付した。それからもう15年になるが、その時の中学生が今、お母さんとなり当時のカードを見て電話をしてくることもある。

(2) 子育て学習会

羊ヶ丘児童家庭支援センターでは、毎月「子育て学習会」を実施している。少人数での対話方式である。現在のお母さん方のニーズからは「子育てサロン」というのはもういいという声も上がっている。それよりもお母さんたち自身が成長したいというのである。子育て学習会の周知方法は、地域のスーパーマーケットに毎月ポスターを掲示している。そうして参加者を得て、羊ヶ丘児童家庭支援センターの勤続年数が平均15年となる経験豊富な職員が入り、一緒に子育てを考えると学習会である。学校方式や教場方式のようにこうあるべきだというふうに行うのではなく、一緒に子育てという問題を共有して、一緒に解決をしている。家庭環境の問題を抱える方が多く、民間施設としてのインフォーマルな特徴を活かした学習会を毎月継続している。

今年のシリーズは「子育てのいらいらを解消しよう」をテーマに皆で様々な角度から取り組み、身近な課題を一緒に解決していく場として対象者の自律性だとか尊厳を尊重しお互いに問題を共有して解決していく方法から新しい福祉相談事業の方向性を研究している。

(3) 虐待通報

児童相談所が動けない時間帯などに虐待通報があった場合は、児童相談所に代わって何時でも飛んでいく。最近では、お母さんが子どもをそばに自殺を図るといった事件があった。警察はお母さんの身柄の対応をするが、子どもの扱いに困る。そういう時に24時間対応を実施している当施設に対応依頼が来ることからも、子どもを守るための相談体制や保護受入態勢

には24時間の対応が必要である。

(4) 社会福祉法人羊ヶ丘養護園

羊ヶ丘児童家庭支援センターの母体である社会福祉法人羊ヶ丘養護園は、昭和32年に児童入所定員50人の児童養護施設として設立された。平成7年には都市家庭在宅支援事業の開始、平成17年には羊ヶ丘児童家庭支援センターを開設し、施設機能の充実を図った。児童家庭支援センター開設当時は児童憲章の批准などにより子どもの権利擁護が社会的な関心を集め、また虐待防止法の成立に向けた流れがあった。

児童養護施設で子どもを預かっていたときから、家庭内における子どもへの虐待に注目していたが、児童家庭支援センター開設当初は養護施設として何ができるのか大きな不安があった。蓋を開いてみて地域にこんなに子育てのニーズがあったのかと驚いたという。子育てにあたっているお母さん方の相談ニーズが高いたくばかりではなく、子ども自身からの相談、いわゆる子育てのニーズも高かったのである。

例えば、ステップファミリーのお母さんが子どもとうまくいかないという相談がある。内容は実子が継父から虐待に近い扱いを受けており。継父はその子を施設に預けなさいと言う相談であるが、養護施設としては安易に受け入れをするのではなく家庭内の関係修復を提案しているうちに、お母さんの見方が変わってくる。自分の生活を守ろうと継父との関係を大事にするため、子どもが犠牲になってしまうのである。子どもに対してお母さんがお母さんであればいいが、継父の妻でありたいという気持ちが大きくなるとお母さんをやめてしまうのである。その結果子どもも健康な状態ではなくなる。当然の理屈である。そんな人間感覚がどこかでずれてしまったという、そういうことが起きやすい社会だということに気がついたという。

養護施設が社会に貢献できることは何かを追求する一つの過程で羊ヶ丘児童家庭支援センターの開設に至り、更に福祉事業の先端で模索を続けている職員の姿は、北の大地に相応しい芯の強さと優しさに包まれていた。

3 委員・会派の所感

- 24時間家庭支援電話相談は、悩みを抱えた子どもたちや、また子育

ての不安で苦しんでいる保護者にとって、希望の光であり問題解決への第一歩を踏み出すことができます。今の形になるまでのご苦勞も伺いながら、人生の全てをかけていらした園長先生の大きな心に包まれて、感動いたしました。重要な課題について区政に反映させねばと思いました。

- 施設でかかわる子どもたちの7割が虐待などのトラウマ、2割が発達障害など困難をかかえている。園長が初めてこの施設に来た時、子どもの最初の言葉が「先生いつ辞めるの」だった。職員の健康管理を含め、職員を守ることが必要と思い、福利厚生に力を入れた。「経営的に厳しいが、努力した。有給20日などとってもらうなど。職員が安心して子どもに向かえるようにした。」と話されていたことが印象的。若い職員をいかに育てるか、熟練者の対応など、傍で見て学ばせたり、実践して学んだりする中で、失敗しながらも力をつけていくことが重要と。「親権者の能力とは2つ。愛する力と理性的に判断すること」とはっきり話されていました。このことはどんなことでも通じる。まして、子どもを育てる、子どもと関わる仕事関係の職員への処遇は江戸川区でも参考にすべきと思いました。効率ばかりが重視され、子ども関連職員の退職者不補充は、さまざまな形で問題が出始めてきているのではと思う。
- 24時間365日運営されている電話相談窓口があることが市民に明示されており、地域における子育て支援のセーフティネットとして機能している。電話を受けた際に職員が緊急対応の必要性を判断して介入調整する態勢も整えられ、広域連携もはかられており、また事前のロールプレイングなど相談員の研修体制も十分に整えられており、子育て支援と児童福祉の向上の目的に鑑みて、安定した事業運営が行われていると考えられる。江戸川区にひきつけて考えると、札幌市の同事業で運営母体となる児童養護施設が存在しない現状がある。地域のなかで24時間365日子どもと子育てを支えるシステムを整備し、厚くしていく施策の必要性は極めて高くまた火急の課題でもあり、江戸川区でも取り組みが急がれるものと認識を深めた。

*報告書の作成にあたっては、羊ヶ丘児童家庭支援センター提供の資料を参考にしました。

